

【別紙】

新規就農者育成総合対策実施要綱 （別記2）就農準備資金・経営開始資金（抜粋）

第5 就農準備資金及び経営開始資金の交付要件等

交付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で就農準備資金及び経営開始資金を交付する。

1 就農準備資金

（1）就農準備資金の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

ア 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

イ 第6の1の（1）の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。

（ア）「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等（以下「認定研修機関」という。）であると都道府県又は青年農業者等育成センター（全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構）が認め、別記6の第3の2の（1）のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）及び全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の（1）のデータベースをいう。以下同じ。）に登録し、公表された研修機関等で研修を受けること。

（イ）研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

（ウ）先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

a 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

b 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。

（エ）国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

a 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。

b aの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

ウ 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。

エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業（以下「農業次世代人材投資事業」という。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日

付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記1新規就農促進研修支援事業（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）による資金の交付を受けていないこと。

オ 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる（以下「農業経営を継承」という。）又は独立・自営就農（2の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）することを確約すること。

カ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後（オの親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

キ 第6の1の（1）の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合に限り、採択を可能とする。交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

ク 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第6の1の（1）の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

（2）交付金額及び交付期間

就農準備資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、令和3年4月以降に研修を開始する者であって、（1）のイの（エ）の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

（3）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は就農準備資金の交付を停止する。

ア （1）の要件を満たさなくなった場合。

イ 研修を途中で中止した場合。

ウ 研修を途中で休止した場合。

エ 第6の1の（4）の研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合。

オ 第7の1の（4）の研修実施状況の現地確認等により、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について」（令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など。）

カ 第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

- (4) 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は就農準備資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合（イの（ク）に該当する場合は除く。）はこの限りでない。

ア 一部返還

（ア）（3）のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した就農準備資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の就農準備資金を月単位で返還する。

（イ）（3）のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の就農準備資金を返還する。

イ 全額返還

（ア）（3）のオに該当した場合。

（イ）研修終了後（研修中止後及び第6の1の（7）のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかった場合。ただし、第6の1の（7）のウによる手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

（ウ）（2）のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に（1）のイ（エ）のaの農業経営を実現できなかった場合

（エ）親元就農をした者が、（1）のオで確約したことを実施しなかった場合。

（オ）独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

（カ）交付期間の1.5倍（（2）のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ）又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合。ただし、第6の1の（7）のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

（キ）就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（第6の1の（7）のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内）に第6の1の（7）の報告を定められた期間内に行わなかった場合。

（ク）虚偽の申請等を行った場合。

第6 交付対象者の手続

1 就農準備資金

（1）研修計画の承認申請

就農準備資金の交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第1号）を作成し、交付主体に承認申請する。

（2）研修計画の変更申請

（1）の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、計画の変更を申請する（研修

期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除く。）。

(3) 交付申請

(1) の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第3号）を作成し、交付主体に就農準備資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する就農準備資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

(4) 研修状況報告

就農準備資金の交付を受けた者（以下「準備資金交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を交付主体に提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行う。

(5) 交付の中止

準備資金交付対象者は、就農準備資金の受給を中止する場合は交付主体に中止届（別紙様式第6号）を提出する。

(6) 交付の休止

ア 準備資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は交付主体に休止届（別紙様式第7号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

イ アの休止届を提出した準備資金交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届（別紙様式第8号）を提出する。

ウ 準備資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、イの研修再開届の提出と併せて(2)の手続に準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

(7) 研修終了後の報告

ア 就農状況報告

準備資金交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を交付主体に提出する。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、研修終了後に同市町村から第2の2の経営開始資金の交付を受ける場合は、2の(6)に基づく就農状況報告をもって本事業の就農状況報告に代えることができる。

なお、就農準備資金の受給終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第10号）を作成し、(1)の手続に準じて、交付主体に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第11号）を交付主体に提出する。継続研修は就農準備資金受給終了後、原則1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。

継続研修を行う場合、第5の1の(4)のイの(イ)の研修終了後1年以内とは継続研修の終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は(4)の規定に準じて、交付主体に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

イ 住所等変更報告

準備資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後 6 年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を交付主体に提出する。

ウ 就農遅延報告

準備資金交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後 1 年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、交付主体に就農遅延届（別紙様式第13号）を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則 2 年以内とする。

エ 就農報告

準備資金交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後 1 か月以内に就農届（別紙様式第14号）を交付主体に提出する。

オ 就農中断報告

準備資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。

カ 離農報告

準備資金交付対象者は、交付期間終了後 6 年の間に離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（別紙様式第21号）を交付主体に提出する。

（８）返還免除

準備資金交付対象者は、第 5 の 1 の（４）のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第18号）を交付主体に提出する。